



日露戦争前における戦時編制と陸軍動員計画思想（12）：

1893年戦時編制の成立と帝国全軍構想化路線の展開・変容

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2010-02-27 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 遠藤, 芳信 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.32150/00005862

日露戦争前における戦時編制と陸軍動員計画思想（12）

— 1893年戦時編制の成立と帝国全軍構想化路線の展開・変容 —

遠 藤 芳 信

北海道教育大学函館校社会科教育研究室

Wartime Organization and Thought of the Mobilization Program before the Russo-Japanese War (12)

ENDO Yoshinobu

Department of Social Education, Hakodate Campus, Hokkaido University of Education

概 要

本研究は日露戦争（1904～1905年）に至るまでの日本陸軍の戦時編制の歴史的変遷と成立過程を明らかにしつつ、そこにおける動員計画思想を考察することを目的にしている。本稿は特に戦時編制概念の第二次転換に注目して1893年戦時編制の成立過程を明らかにするが、1891年戦時編制草案の起草における大本営編制構想には帝国全軍構想化路線がほぼ典型的に展開されたこと、1893年の戦時大本営条例と参謀本部条例改正においては帝国全軍構想化路線が変容されたことを基本にして考察するものである。

26 1893年戦時編制の成立過程—帝国全軍構想化路線の展開と変容—

前稿において、1891年12月の野外要務令制定（1889年野外要務令草案改正）に関する参謀本部と陸軍省との協議過程で、陸軍大臣が同年7月に野外要務令改正発布と同時に戦時編制表改正が必要になるのでその改正調査を求めたことに触れた。これに対して、参謀総長は同8月に「戦時編制」は改正着手中であるが到底野外要務令と同時に発布できないと回答したことを検討した。すなわち、ここでの参謀総長の戦時編制の改正着手とは、1889年7月の師団戦時整備表（陸達第155号）と戦時の1個師団の官衙・諸団隊の人馬員数・定員を表示化した戦時師団司令部編制表他計12件の編制表（陸達第156号）の改正着手を意味しているとみてよい。ただし、その戦時編制は、従前のような戦時の諸官衙・団隊の編制表のたんなる統一的表示化にとどまらず、戦時編制表のさらなる体系的集成化も含み、戦時の全軍統帥機関及び諸官衙・団隊の編成の要点と統一方針を簡潔に文書・冊子化して令達することを意味したのである（「令達文書・冊子上の戦時編制」）。

つまり、戦時編制は、「平時の編制」から「戦時の編制」への軍隊編成（人員等増加）に関する編制表の移動上の意味にとどまらず、戦時における陸軍編制全体の統一方針・基本計画に関する最重要秘密扱いの令

達文書・冊子としての意味が含有されたのである（戦時編制概念の第二次転換）。なお、従来流布してきた近代日本軍制史研究等は、戦時の人員等増加上の「戦時の編制」（「いわゆる戦時編制」）を指摘してきたが、令達文書・冊子上の戦時編制の成立過程と内容にはほとんど言及することはなかった。令達文書・冊子としての戦時編制はいかにして調査・起草・起案・制定されたのか。本稿は、動員計画管理体制における令達文書・冊子上の戦時編制（以下、特に記述しない限り、「戦時編制」と表記）の成立過程を考察するものである。

（1）1891年戦時編制草案の起草と大本營の構築構想——帝国全軍構想化路線の展開——

上記のように、1891年野外要務令制定の過程で戦時編制表改正を含む冊子化された令達文書としての戦時編制の調査・起草が参謀本部においてすすめられたことは間違いない。そして、参謀本部において調査・起草された戦時編制の草案文書が国立国会図書館憲政資料室所蔵〈樺山資紀関係文書〉中の「戦時編制書草案」（1891年10月活版印刷、全10篇68章179款、33丁、附表全44、以下「1891年戦時編制草案」と表記）である⁽¹⁾。1891年戦時編制草案の目次構成大要は注(1)の通りであるが、当時の参謀本部における戦時編制を含む動員計画策定と戦争指導体制全容構想を考察する上で重要な草案文書であり、下記の特質をもっている。

① 野戦隊等の編成

まず、戦時に編成すべき諸隊を野戦隊（近衛師団、第1師団～第6師団、屯田兵混成旅団）、守備隊（近衛師団を除く各師団の後備歩兵4個連隊他、後備屯田歩兵2個大隊、要塞砲兵隊、警備隊）、補充隊（戦役中の死傷・疾病等によって野戦隊に生じた将校・下士・兵卒・馬匹の欠損を補充する、各師団は歩兵1個連隊につき1個大隊を編成し、他兵では1個中隊を編成する、等）に区分し、同各隊に充足すべき将校・下士・兵卒毎の現役・予備役・後備役等の区別・資格等を規定した（第2～4章）。以上の野戦隊と守備隊の編成は、1890年陸軍定員令で規定された常備軍隊及び屯田兵を含めた。ここで、近衛の諸隊（歩兵4個連隊等）は近衛師団とされているが、熾仁親王参謀総長は11月2日付で陸軍大臣宛に近衛に師団称号を付し、近衛都督を近衛師団長に改称するなど（陸軍定員令中の近衛司令部編制表の廃止）を協議していた。高島鞆之助陸軍大臣は同日付で同意の回答を発し、近衛は12月12日に近衛師団と改称された⁽²⁾。したがって、1891年戦時編制草案は近衛の諸隊をはじめ戦時編制に包含したことになるが、同草案の調査・起草の段階で近衛の師団称号化等の方針が出されていたとみてよい。その上で、第一に、軍の編成は、軍司令部、師団2個以上、兵站部からなり、軍司令部は、①「幕僚」（軍参謀部、軍副官部、軍管理部〈憲兵、衛兵、輜重兵〉）と「支部」（軍砲兵部、軍工兵部、軍監督部〈軍金櫃部、軍糧食部〉、軍軍医部、軍郵便部）から構成され、②人員は計127名（輪卒・従卒・馬卒を加えた人員合計は226名）、馬匹は計133頭（乗馬90、駄馬43）とされ、③所要に従って若干の測量師・測量手を附属させ、また、各師団で動員する野戦電信隊を附属させる、とされた（第3篇）。第二に、師団の戦時編制は軍の中の大単位と戦術上の規準になって独立作戦の機関を具備することになるが、その編成は師団司令部・歩兵2個旅団・騎兵1個大隊・野戦砲兵1個連隊・工兵1個大隊及架橋縦列（大小）・彈藥縦列1個大隊・輜重兵1個大隊・衛生隊1個・野戦病院6個（近衛師団は4個）からなり、師団が独立して作戦する場合には野戦電信隊1個と師団兵站部を属させるとした。師団戦時編制下の師団司令部は、①「幕僚」（師団参謀部、師団副官部、師団管理部〈憲兵、衛兵、輜重兵〉）と「支部」（法官部、師団監督部〈師団金櫃部、師団糧食部〉、師団軍医部、師団獣医部）から構成され、②人員は計101名（輪卒・従卒・馬卒を加えた人員合計は181名）、馬匹は100頭（乗馬65、駄馬35）とされた（第4篇）。③諸隊の中の歩兵連隊の戦時編制は通常、連隊本部と3個大隊から構成され、各大隊は本部と4個中隊からなるが、近衛師団下の歩兵連隊は連隊本部と2個大隊・8個中隊から構成された。また、戦時歩兵1個連隊の人員は佐官4・尉官65・下士233・兵卒2400・軍医6・看護長3・看護手12・軍吏3・軍吏部下士3・銃工（下）長6・輜重兵下士3・輜重兵卒9・輪卒154・馬卒22の計2,923名とされ、馬匹は188頭（乗馬34、駄馬154）とされた。戦時歩兵連隊の人員は1887年戦時歩兵一連隊編制表（人員合計2,834）と比較して89名増員になったが、

増員の大多数は中隊付下士の増員（1個中隊では10名を18名に増員）であり、戦時の現場監督を重視したといえる。

② 帝国全軍構想化路線下の戦時大本営編制の第一次的構想の成立

本草案の最重要な大本営の構築に関して詳細な規定を起草したことである。大本営は「大元帥タル天皇ハ全軍ヲ興シ或ハ戒嚴ヲ令スル時其軍機軍令ヲ総覽スル為メ大纛ノ下ニ最高ノ統率部ヲ置ク之ヲ大本営ト称ス」（第2篇第7章第31）と定義された。天皇自身を頂点とする軍隊の最高統率官衙の設置が構想された。ここで「大元帥タル天皇ハ全軍ヲ興シ」云々の文言は1889年野外要務令草案の本文冒頭の「大元帥タル天皇ハ全軍或ハ一部ノ軍ヲ興ス」の文言を踏襲したが、野外要務令上の軍隊統帥における「大元帥」又は「天皇」の用語は安定していない⁽³⁾。戦時の軍隊の最高統率現場における天皇の資格に関する根拠が明確化されていないことであろう。また、大本営の構築に際して「大元帥タル天皇ハ全軍ヲ興シ」いう文言の「全軍」の意味は、後述の帝国全軍構想化路線のもとで、少なくとも陸海両軍を一つにまとめて立ち上げた戦時の軍隊全軍を称するが、当時の法令・法状上における存在根拠の検討を要する。なお、「軍機軍令」は戦時における軍中の機務と命令を意味し、法令格式上の軍令ではない。以上の大本営員の組織は下記の通りである⁽⁴⁾。

〈1891年戦時編制草案における大本営員組織〉（ 、 と の下線、—と* ◎は遠藤）

武官部	侍従武官	将官2, 佐官2, 大尉2, 書記2
	軍事内局	局長1（通常、古参侍従将官が兼ねる）、佐官と大尉各2（内2名は <u>陸軍省人事課長又は課員</u> 1名、 <u>海軍省第一局第一課長又は次長</u> 1名）、書記1
大本営幕僚	参謀総長＝幕僚長	副官1（大尉）が属する
	幕僚員	陸軍参謀官 <u>参謀次長</u> 1, 少将又は大佐1, 佐官2, 大尉2, 書記2
		陸軍副官 佐官1, 尉官2, 書記2
		海軍参謀官 <u>参謀次部長</u> 1*, 少将又は大佐1, 佐官2, 大尉2, 書記2
		海軍副官 佐官1, 尉官2, 書記2
	兵站總監部	兵站總監1（通常、陸軍参謀次長が兼ねる）、参謀大（中）佐1, 参謀佐・尉官1, 砲兵佐官佐官1, 副官（尉官）2（内1は工兵科）、書記4
	運輸通信長官部	運輸通信長官1（少将又は大佐）、参謀佐官1, 副官1（尉官）、書記2
	鉄道船舶運輸委員	陸軍参謀佐官1（運輸通信長官部の参謀佐官が兼ねる）、 海軍参謀佐官1, <u>鉄道事務官又は同技師</u> 1, 書記1, 鉄道属2
	野戦高等電信部	野戦高等電信長1（工兵中・少佐）、副官1（尉官）、書記1
	野戦高等郵便部	野戦高等郵便長1（奏任2～3等）、 <u>郵便吏</u> 2
大本営管理部	野戦監督長官部	<u>野戦監督長官</u> 1（監督長）、2～3等監督1, 監督補1, 軍吏部下士2
	野戦衛生長官部	<u>野戦衛生長官</u> 1（軍医総監）、1～2等軍医正, 薬剤官1, 書記2
	部長1（少佐）、副官1（尉官）、書記1, 軍吏1, 軍吏部下士1	
	憲兵	大尉1, 中（少）尉1, 下士10, 上等兵10
<u>陸軍大臣</u>	副官3（佐官2, 尉官1）、書記2が従属	
	<u>海軍大臣</u>	副官3（佐官2, 尉官1）、書記2が従属

◎人員計223名、さらに附属する輸卒40・従卒15・馬卒115計170名を含む合計人員は393名

◎馬匹合計230頭（乗馬190, 駄馬40）

所要に従い若干の測量師・測量手を附属する

文官部	宮内省官吏	
	内閣総理大臣	<u>高等外交官</u> 1, <u>内閣書記官長</u> 1, <u>内閣書記官</u> 1, <u>内閣秘書官</u> 2, 同属2, 従者7, 馬丁9が従属, 乗馬9

以上の大本営員組織は、野戦隊の兵力行使の基本的なありかた（戦略・作戦の構築等）と戦争指導体制の最高機関の構築枠組みを密接に組み合わせて構想・起草されたものである。つまり、1890年前後の日本陸軍

における政府・軍部・宮廷一体化の戦争指導体制の最高機関構築に関する重要な構想として性格づけられる。

第一に、大本営員は具体的には武官部と文官部に種別されるが、「大本営東京ニ在テ永ク其位置ヲ変セサルヘキ場合ニ於テハ文官部ヲ編制セス且大本営ニ属スヘキ諸兵卒及駄馬ハ動員ヲ為ササルコトアリ」と但し書きされた。つまり、大本営の基本的なありかたは、天皇を大本営陣営の頂点に立たせて、野戦隊の兵力行使の移動に対応して国内を丸ごと移転=旅行することを想定している。侍従武官・軍事内局と宮内省官吏及び内閣総理大臣を筆頭とする内閣の中核的官職者を含む230余名の集団丸ごとの移転を支えるために、170余名の輪卒・馬卒等と230余頭の馬匹を附属させた。また、その移転と集団自体を警護するために、大本営管理部の衛兵90余名と憲兵20余名が編成された。文官部はあたかも東京の政府機関の出張所（移動政府首脳部）のようなものである。その上で、大本営が東京所在の場合は、当然に文官関係官庁が東京所在の故に、また留守の諸隊の存置の故に諸兵卒・駄馬の動員不要があるとしたのである。1891年戦時編制草案で起草・構想された天皇統率のもとに政府・軍部・宮廷のトップから編成される大本営は、あたかも、普仏戦争(1870-1871年)におけるプロイセン国王の軍隊統率と大本営の構築に近似している面もある⁽⁵⁾。さらに、内閣総理大臣をトップとする文官部を正式構成員に含めたことは国家指導者の総力を結集する意気込みを示しているが、大本営の移転構想の基本には、明治維新・戊辰戦争時の「天皇親征」の余韻が流れているとみてよい。また、当時、雰囲気的には、天皇を頂点にいだく大本営の用語と構想には移転想定違和感がなかったとみてよい。なぜなら、すでに前年1890年3月末からの愛知県下での陸海軍連合大演習においては、演習統監としての天皇の行幸行在所が大本営と称され、名古屋の東本願寺別院から知多半島の半田へ、そして再び名古屋の東本願寺別院に移転し、その後の陸軍の特別大演習においても大本営と称されてきたからである。総じて1891年戦時編制草案における大本営の起草は、天皇統帥下の戦闘現場密着対応の究極的な戦争指導最高機関の構築を構想したことになる。明治憲法第11条は「天皇ハ陸海軍ヲ統帥ス」と規定したが、陸軍の1890年前後における「統帥」の究極的かつ具体的な意味には、統帥関係文書等の裁可・署名行為等にとどまらず、戦闘現場密着対応の大本営において政府・軍部・宮廷のトップに囲まれつつ采配をふるうことが含まれていた。したがって、究極的なリアリズムによって想定された国内陸上某地域を主戦場として前提化した場合には、本質的には「統帥権の独立」等の喋々はありません。なお、本稿では、以上の1891年戦時編制草案の大本営員組織の編制部分の構想を「戦時大本営編制の第一次的構想」と称しておく。なぜなら、大本営員組織の編制部分は後に戦時編制本体から分離されて独自の「戦時大本営編制」として別個に調査・起草されているが、1891年戦時編制草案はその調査・起草の第一次的な構想と端緒になったからである。

第二に、以上の大本営の構築は、天皇の戒厳宣告も含めて、基本的には国内陸上某地域が主戦場や決戦場になるという戦略・作戦の前提のもとに構想・起草されたものである。したがって、鉄道・郵便等の国内現存システムを土台にして、その上に軍内外の平時の現職官職等者（二重下線部～国内の鉄道・郵便職務者、陸軍省・海軍省の人事課長や監督長・軍医総監等）をそのまま大本営現場の当該職務者にあてるという配置構想がとられた。この場合、大本営幕僚のトップの幕僚長への現職の参謀総長のスライド化は、参謀総長の位置・職務等を規定した1889年3月勅令第25号の参謀本部条例にもとづいたからである。すなわち、1888年参軍官制等を廃止して制定された1889年参謀本部条例の第2条は「陸軍大将若クハ陸軍中將一人ヲ帝国全軍ノ参謀総長ニ任シ 天皇ニ直隸シ帷幄ノ軍務ニ参シ参謀本部ノ事務ヲ管理セシム」と、(陸軍参謀将校統轄の)参謀総長が「帝国全軍ノ参謀総長」であることを規定していたからである。また、そもそも、1878年参謀本部条例が根底的に平時戦時混然一体化の参謀本部体制を内包してきたこともあり、平時の参謀本部の基幹部が戦時に大本営にスライドするものとして前提化されてきたからである⁽⁶⁾。上記の参軍官制も戦時を基準にした「帝国全軍」の構想化による大本営の設置の構えを前提化してきた。参軍官制廃止後も参謀本部側は

「帝国全軍ノ参謀総長」の用語・文言にもとづき、戦時における帝国全軍構想化路線のもとに大本營の構築を構想してきた。帝国全軍構想化路線とは、直接的には1878年参謀本部条例による平時戦時混然一体化の参謀本部体制を淵源とするもので、戦時に国内陸上を交戦地域としつつ陸海両軍の統帥系統を陸軍主導のもとに一つにまとめて立ち上げられる全軍統帥を構想化していく陸軍側と参謀本部の軍事路線である。これらの帝国全軍構想化路線の展開として、1891年戦時編制草案における戦時大本營編制の第一次的構想が成立した。

なお、補足するが、国内陸上某地域が主戦場や決戦場になることの想定は野戦隊の師団（野戦師団）と要塞砲兵隊との関係の規定にも示されている。すなわち、「要塞砲兵隊ハ野戦師団ニ属セス然レトモ師団長其管内ニ在ルトキハ通常其指揮に従フモノトス但師団長某軍司令官ニ隷スルトキハ要塞砲兵隊ハ其軍司令官ノ指揮ニ従ヒ或ハ他ノ軍若クハ師団ノ作戦区域内ニ在ルトキハ其指揮官ノ指揮ニ従ヒ若シ其作戦区域外ニ在ルトキハ留守師団長ノ指揮ニ従フモノトス」（第12章第51）と起草されたが、ここでの「管内」「作戦区域内外」とは、1888年5月勅令第32号の「陸軍管区ノ件」で規定された陸軍管区表（師管、旅管、大隊区、警備隊区が管轄する府県・郡区・島嶼の区域を表示）における師団管轄の師管区域の内外や隣接区域等を意味している。また、野戦電信隊の「戦線ニ在テ各司令官及大本營等ノ間ニ電線ヲ架設シ破壊セシ電線ヲ修理シ且兵站電信隊若クハ普通電信ト連絡スルヲ任トス」（第25章第97、第36章第123参照）という、架設電線による戦線の司令部と大本營等との直結化とその「普通電信」（国内電信）との連絡化の任務規定に示されている。

③ 兵站部の編成

第三に、兵站現場を統轄する兵站部の編成全容を示したことが重要である。兵站部は軍兵站部（2個師団以上の兵站部員を合体）と独立師団兵站部の2種類があるが、軍兵站部の編成の標準を下記のように示した。

〈1891年戦時編制草案における軍兵站部の組織〉（ 、*〈未決定〉と◎、→の指揮関係は遠藤）

兵站監部	幕僚	兵站監 1（少将又は大佐）、参謀長 1（佐官）、副官 3（大・中尉）、軍吏 1、獣医 1、書記 4
	支部	兵站憲兵 長 1（大尉）、中・少尉 1、曹長 2、軍曹 16、上等兵 16
	兵站監督部	部長 1（2～3等監督）、3等監督又は監督補 1、軍吏 1、軍吏部下士 3
	兵站金櫃部	部長 1（1等軍吏）、2～3等軍吏 1、軍吏部下士 2
	兵站糧食部	部長 1（1等軍吏）、2～3等軍吏 1、軍吏部下士 5
	兵站軍医部	部長 1（1～2等軍医正）、軍医 1、衛生部下士 1
	兵站電信部	提理 1（少佐又は大尉）、副官 1（中・少尉）、書記 1
	兵站法官部	理事 1（奏任 4 等以下）、録事 1

◎人員計73、さらに附属する輸卒18、従卒7、馬卒23計48名を含む合計人員は121名

◎馬匹合計79頭（乗馬61、駄馬18）

兵站司令部 兵站司令官 1（少佐）、副官 1（大・中佐）、書記 2、附属の輸卒 1・馬卒 3・馬匹 4（乗馬 3、駄馬 1）

兵站諸隊、縦列、諸廠の指揮機関

兵站監	→砲廠監視隊 2	1隊につき隊長 1（中・少尉）を含む人員合計66名、乗馬63頭
兵站監	→輜重監視隊 6	1隊につき隊長 1（中・少尉）を含む人員合計53名、乗馬50頭
兵站軍医部長	→衛生予備員 2	1個につき長 1（2等軍医正）を含む人員合計76名、乗馬 1 頭
兵站軍医部長	→衛生予備廠 2	1個につき長 1（輜重兵中尉）を含む人員合計17名、乗馬 9 頭
兵站監	→兵站糧食縦列 2	1個につき尉官 3 を含む人員合計418名、馬匹410頭（乗馬50、駄馬360）
兵站電信提理	→兵站電信部	兵站電信隊 尉官 3 を含む人員合計237名、馬匹415頭（乗馬13、駄馬102）*〈未決定〉
	電信予備員	長 1（技師奏任 4 等以下）を含む人員合計36名、乗馬 1 頭
	電信予備廠	長 1（輜重兵中・少尉）を含む人員合計16名、乗馬13頭

以上の軍兵站部の組織において、①兵站監部は兵站事務の管理・監督を職務とし、兵站司令部は当該の兵站管区内の地点において兵站実施の準備・整頓を職務とするが、附属の輸卒・駄馬は外征でなければ付けな

いとされ、両機関の行李は徴発の人馬・材料によって運搬する、②砲廠監視隊・輜重監視隊・衛生予備員・衛生予備廠・電信予備員・電信予備廠の行李と材料は徴発の人馬・材料によって運搬する、とされたように、徴発による軍需物件の供給を基本にしたことが特質である⁽⁷⁾。また、すべての文官の兵站勤務従事者は動員の時をもって軍属に列すると起草された（第26章第101～103）。さらに、兵站司令部については兵站勤務令の第29章を参看すべしと記述されたが（第29章第110）、1891年戦時編制草案の起草時点で、すでに兵站勤務令（＝1891年兵站勤務令草案）⁽⁸⁾が起草されたことを意味する。すなわち、1891年戦時編制草案は、海軍省連携の海運事務記述を含む1891年兵站勤務令草案とともに帝国全軍構想化路線が典型的に展開した。

その他、1891年戦時編制草案は、従来の「出師準備」の用語に代わって「動員」の用語を統一的に採用して記述した。すでに1886年時点で参謀本部が「出師準備」を「動員計画」に改称することを陸軍省に提案したことについては拙稿で考察済みである⁽⁹⁾。本草案が「出師準備」を、「（動員計画」でなく）「動員」と改称したことに対しては、陸軍省も了解し始めたともてよい（後述）。なお、大本営武官部や軍司令部・兵站監部・師団司令部・旅団司令部・屯田兵混成旅団司令部は一括して「高等司令部」と称された（附表第1，2号）。

以上の1891年戦時編制草案は陸軍省も承知していた。たとえば、熾仁参謀総長は同年12月3日付で陸軍大臣宛に戦時所要の将校及び同相等官の人員過不足統計を通牒したが、1891年戦時編制草案における野戦隊等の編成にもとづき戦時要員の配賦と計算方法を示している。すなわち、戦時要員配賦先として、「戦時大本営」や「野戦七師団」等を示し、それらの「動員」に際して多数の歩兵科上長官（105名不足）・歩兵科士官（1,710名の不足）・砲兵科士官（125名不足）等の不足を通牒した⁽¹⁰⁾。この「野戦七師団」は現有6個師団と近衛の師団化予定を含んだものだが、戦時大本営編制の構想等は陸軍では既定事実化されたのである。

総じて、帝国全軍構想化路線下での戦時大本営編制の第一次的構想は、政府・内閣のトップを排除しないだけでなく、政府・内閣のトップの連携・後押しを積極的に取り込む形で成立したともてよい。そして、陸軍がなぜ1891年戦時編制草案を起草し、特に戦時大本営編制を構想しえたのかということになれば、海軍との比較では平時編制と戦時編制の間の兵力人員等の差異が大きいこともあるが、軍制上は戦時編制を基準にして平時編制を策定するという論理に転換してきたからであり（戦時編制概念の第一次転換）、鎮台体制から師団体制に移行する段階で平時と戦時の概念や陸軍建制上の論理構成を組み立ててきたからであろう。

（2）1893年の戦時大本営条例制定と参謀本部条例改正——帝国全軍構想化路線の変容——

さて、政府・軍部・宮廷のトップから構成される戦時の大本営編制の構想は、陸軍省のみの管轄関与にとどまらない他省庁の関与問題が出てくる。特に海軍関与の問題を含めて、大本営員の武官部の組織体制は陸軍の戦時編制本体の調査・起草・起案から分離され、独自の「戦時大本営編制」として別個に調査・起草されるに至った。参謀本部における戦時大本営編制の別個の調査・起草の開始は、従来の文書史料では1892年末とされてきた⁽¹¹⁾。すなわち、当時、参謀本部は「戦時編制書」のほぼ脱稿後であったとしている。この「戦時編制書」は後述するが、上記の1891年戦時編制草案に対する改正案である。同時に大本営の構築に際して、まず、戦時の陸海軍の全体作戦の計画者をあらかじめ平時において制度化しておく必要があるとされ、同計画者を勅令で規定・公布するに至った。この勅令が戦時大本営条例であった。

① 戦時大本営条例の制定過程——帝国全軍構想化路線の第一次の変容——

しかるに、戦時大本営条例の制定は海軍との調整を経ねばならなかった。ただし、その場合、海軍自体の整理・改組をまたなければならなかった。すなわち、1891年の第2帝国議会以後、海軍予算案をめぐる政府と議会との論争・紛糾が生まれ、政府提出の海軍予算全部が議会で削除され、1893年1月の帝国議会では否決されるに至った。海軍の整理・改組は議会等からの海軍経費に対する批判をかわすことにあったが、同時に軍制上では陸軍との調整を取り込みつつ、海軍軍政機関（海軍省・海軍大臣）に含まれていた海軍の軍令

機関を分離することが中心であった。これは史料的には1892年11月28日から開始されている⁽¹²⁾。すなわち、注(4)で指摘した1889年3月の海軍参謀部条例における海軍の参謀部のトップは海軍大臣であったが、海軍参謀本部条例の制定によって海軍軍令機関を分離して設置することであった（下線は遠藤）。しかるに、軍令機関の名称が陸軍と同一では陸軍の参謀本部と混同する嫌いがあるとして閣議決定には至らなかった。その後、翌1893年1月26日に勅命によって熾仁参謀総長と陸海軍のトップ6名及び山県有朋司法大臣（＝陸軍大将、現役将官の資格で特に列議を命じられた）が会同・協議し、①海軍の軍令機関の分離・設置を認める、②戦時の大本営の参謀長を参謀総長とする、の二点が合意・決議された⁽¹³⁾。この結果、熾仁参謀総長は1月28日に同合意内容を上奏し、裁可され、②に関する戦時大本営条例の起草を命じられた。

そこで、第一に、熾仁参謀総長は戦時大本営条例案（全4条の勅令案）を起草し、2月7日付で陸軍大臣に「従来戦時大本営之組織未タ御裁定ノモノ無之候処右ハ予テ決定相成居不申候テハ差支有之候」として協議した。参謀本部の戦時大本営条例案は、特に第1条で大本営を「天皇ノ大纛下ニ最高ノ統帥部ヲ置キ之ヲ大本営ト称ス」と定義し、第2条で「大本営ニ在テ帷幄ノ機密ニ参与シ帝国全軍即チ陸海軍ノ大戦ヲ計画スルハ参謀総長ノ任トス」と参謀総長の職任を起草した⁽¹⁴⁾。ここで、「戦時大本営」としたのは、上述のように大本営の用語自体は平時の陸軍の特別大演習時の天皇統監の施設に対しても付けられていたので、平時の（演習）大本営と区別し戦時を強調するためである。大山巖陸軍大臣は同戦時大本営条例の制定を海軍大臣に内議したが、西郷従道海軍大臣は3月17日付で第2条の「全軍即チ」の4文字削除の意見の他には異存なしの回答を発した。この「全軍即チ」の4文字削除の意味・理由は見落とされがちであるが、当時の陸軍と海軍の戦時の究極的なありかたを想定する上で初歩的問題ではあるが重要な視点・論点を含んでいた。

そもそも、参謀総長起草条文第2条中の「帝国全軍」の用語・概念は、当時の明治憲法制定後はいかなる法令又は法状内においても存在しない（一般的には、戦時を含む国家存亡緊急時等の新たな究極的な戦闘力行使団体の立ち上げ等を除いては観念しえない）ことになっている。また、明治憲法自体は厳密にはそうした法令・法状を生み出せない。しかるに、用語・文言を厳しく慎重に選んで使用しなければならない勅令条文起草において、なぜ「帝国全軍」という用語が記述されたのか。おそらく、参謀本部側は1889年参謀本部条例第2条の「帝国全軍ノ参謀総長」の文言余韻を踏襲し、参謀総長が少なくとも戦時に限り陸海軍の統帥系統を一つの「帝国全軍」としてまとめあげた上で、陸海軍双方の作戦を計画するという構えが残存していたのであろう。しかし、海軍側としては、起草条文第2条中に「帝国全軍」云々の文言が記述されるならば、「帝国全軍」の用語が仮に「陸海軍」双方を意味する別称であるとしても、少なくとも戦時にあたかも「帝国全軍」が一つのまとまった軍隊実体として前提視されるような誤解・印象等を生み出すとして、その削除意見を出したのであろう。西郷海軍大臣の削除意見は当時の陸海軍の実体又は法状枠内からみれば当然であった。参謀総長は海軍大臣の4文字削除意見に同意した。参謀総長の同意理由は、「帝国全軍」の用語が消えたとしても、戦時における陸海両軍の作戦計画に対する参謀総長の主導権確保に対しては影響なしと判断したためであろう。この結果、同勅令案の「全軍即チ」の4文字は削除され、陸軍大臣と海軍大臣の連署により翌18日に内閣に提出された。また、同日に参謀総長は戦時大本営条例案に関して天皇の質問を受けた。

他方、第二に、上記の①については、西郷海軍大臣が海軍省から軍令機関を分離して海軍軍令部を設置するために海軍軍令部条例を起案して3月16日付で閣議に提出した⁽¹⁵⁾。そして、さらに、①に関連して、西郷海軍大臣は海軍軍令部の長たる「海軍軍令部長」を軍事参議官に加えるために、軍事参議官条例中追加改正案を起案して3月15日付で陸軍大臣に照会した。軍事参議官は1887年5月設置の天皇直隸の軍事審議機関であり、その設置を制定した軍事参議官条例（全4条）の第1条は「軍事参議官ハ之ヲ帷幄ノ中ニ置キ軍事ニ関スル利害得失ヲ審議セシム」と規定し、第2条は軍事参議官の構成員として陸軍大臣・海軍大臣・参謀本部長・監軍の4名を規定していた。また、第3条で陸軍関係事項は陸軍大臣・参謀本部長・監軍が、海軍

関係事項は海軍大臣と参謀本部長が審議すると規定し、第4条で陸海両軍に関するものは各参議官において審議すると規定した（当時の参謀本部長は1886年参謀本部条例にもとづく陸海両軍統轄の軍令機関であったので、海軍関係事項にも審議させると規定された）。西郷海軍大臣の軍事参議官条例中追加改正案の起案は、第2条の軍事参議官の構成員に海軍軍令部長を加え、第3条の陸軍関係事項の参議官として「陸軍大臣参謀総長監軍」を規定し、海軍関係事項の参議官として「海軍大臣海軍軍令部長」を規定した⁽¹⁶⁾。これに対して、大山陸軍大臣は異議なしの回答及び第3条と第4条の条文を合体した修正第3条の条文案を提案した。そして、西郷海軍大臣は3月17日に陸軍大臣の回答・修正提案に同意し、同日に閣議に提出した。

ところで、上記の海軍の整理・改組の調査のために、同年3月23日に宮中に海軍整理の臨時取調委員局が置かれた（委員長は山県有朋枢密院議長、委員は西郷従道海軍大臣他5名）。海軍の軍令機関分離等にかかわる上記の3勅令案件は本委員会の審議・決定の中で取り扱うことにされた。臨時取調委員局は4月11日までに海軍参謀部条例廃止勅令案他16件の諮詢の議案を審議・決定し、山県委員長は4月17日に上奏すると同時に議決・議事概略を内閣総理大臣に通牒した⁽¹⁷⁾。これにより、1893年5月8日に上記勅令案件計17件は閣議に下付され決定された。そして、5月18日に勅令第35号の軍事参議官条例改正、勅令第36号の海軍省官制改正、勅令第37号の海軍軍令部条例制定、勅令第52号の戦時大本营条例制定等が公布された。

かくして戦時大本营条例が制定された。この場合、特に第2条の陸海軍の作戦計画に関する参謀総長の職任規定からみれば、戦時限定ではあるが、「陸主海従」の大本营体制構築とみなされることは当然であり、従来の諸研究も「陸主海従」を指摘してきたが、この時点での「陸主海従」の根拠自体を解明しなかった。「陸主海従」の根拠は、戦時の陸海両軍の統帥系統を陸軍主導のもとに一つにまとめて立ち上げられた帝国全軍構築構想の展開を根底的な前提にしている。したがって、「陸主海従」を嫌う海軍側としては、帝国全軍構想化路線につながる「帝国全軍」の用語・文言を消失させ、「全軍即ち」の4文字削除を求めたのは当然であった。参謀総長も海軍大臣意見に同意したことによって、帝国全軍構想化路線の第一次的変容がなされた。ただし、この後、「陸主海従」の論争は陸海両軍の作戦計画の統轄者規定をめぐる展開される。

なお、1891年戦時編制草案記載の大本营員の武官部の組織体制の骨格部分（海軍を除く主要官職）の編制は、1893年8月陸達第89号戦時陸軍電信取扱規則によって法令上は認知・確定されたとみてよい。戦時陸軍電信取扱規則（全6条）は戦時の陸軍電信の取扱いと技術的手続きを上奏・裁可を経て制定したものであるが、陸軍電信の発信権者として、大本营の参謀総長、侍従武官、軍事内局長、大本营幕僚等を規定した。参謀本部が戦時陸軍電信取扱規草案を起草したのは、参謀本部と陸軍省及び海軍省との間における戦時大本营条例制定の内議開始の同年2月であった⁽¹⁸⁾。つまり、参謀本部は戦時大本营設置の条例化にただちに対応するかたちで、大本营の組織体制の骨格部分を抜き出して法令上で確定させたことになる。同時に、大本营の組織体制の骨格部分の運営条件整備は陸軍管轄であることが法令上で認知されたことになる。

② 1893年参謀本部条例改正——平時・戦時の業務分界化と帝国全軍構想化路線の第二次的変容——

以上の1893年戦時大本营条例制定をめぐる陸軍側と海軍側との協議・内議等を経て、参謀本部体制を規定した1889年参謀本部条例の抜本的な検討の必要性も生まれ、同参謀本部条例は同年10月に改正された。1893年参謀本部条例改正は、発足以来の参謀本部体制の論理を総括し、戦時における戦争指導体制の最高機関構築論理の転換になった最重要な改正であった。

まず、熾仁参謀総長は参謀本部条例改正案を起案して同年9月4日付で陸軍大臣に協議した。それによれば、第一に、特に「改正ノ理由」において、現行の1889年参謀本部条例に対する総括的な認識として、「参謀本部ハ平時ニ在テ国防及用兵ノ事ヲ計画シ且之ニ連繋スル諸般ノ事ヲ取扱フ処ナリ故ニ之カ条例ヲ規定スル亦平時ノ事ニ止リ戦時ノ事即チ直接作戰ノ実施ニ関スル事項ニ渉ル可ラス然ルニ現行条例ハ往々戦時ノ事ヲ混載セリ因テ今之ヲ改正シ専ラ平時ノ規定ニ止メントス其戦時ノ規定（留守参謀本部ノ事務ヲ除ク）ノ如

キハ既ニ大本営条例ヲ發布セラレ及同編制ノ起草アリ復タ茲ニ贅述スルヲ要セサルナリ」と、平時と戦時の業務混載規定の問題点を示したことが重要である⁽¹⁹⁾。ただし、平時と戦時の業務混載規定は1889年参謀本部条例のみでなく、1878年参謀本部条例創定時から踏襲されてきた。しかし、それらの混載規定をやめ、戦時の業務関係事項は戦時大本営条例と起草中の戦時大本営編制草案にゆだね、現行の参謀本部条例第1条の「参謀本部ハ之ヲ東京ニ置キ出師国防作戰ノ計画ヲ掌トリ」云々の文言を改正し、「参謀本部ハ国防及用兵ノ事ヲ掌ル所トス」と起案した。つまり、「出師国防作戰ノ計画」は戦時の大本営における参謀総長の業務であるとして削除し、参謀本部は平時の常設機関であるが故に「東京ニ置キ」を不用として削除したのである。

第二に、1889年参謀本部条例第2条の「陸軍大将若クハ陸軍中将一人ヲ帝国全軍ノ参謀総長ニ親補シ 天皇ニ直隸シ帷幄ノ軍務ニ参シ」云々を改正し、「陸軍大将若クハ陸軍中将一人ヲ参謀総長ニ親補シ 天皇ニ直隸シ帷幄ノ軍務ニ参画シ又参謀本部ヲ統轄セシム」と起案したが、条文起案と改正理由との齟齬がある。当初、参謀本部の第2条「改正理由原案」は「現行条例ニハ帷幄ノ軍務ニ参シト記シタレトモ帷幄ノ軍務ニ参スルハ戦時ノ事ニシテ戦時参謀総長ノ任務ハ大本営条例及同編制中ニ掲載スル所ナレハ茲ニハ之ヲ省キ之ニ反シ平時必要ナル参謀総長ノ任務即チ軍務輔弼ノ責ニ任スルヲ以テ之ニ換ユ」云々と起草していた⁽²⁰⁾。つまり、「帷幄ノ軍務」云々の文言や「帷幄」の用語は、本来は戦時の文言・用語の意味であって、戦時の大本営における天皇輔弼の業務であるが故に、第2条改正案は参謀総長を天皇の統帥任務の輔弼責任者に補することにしたと述べていた。しかるに、第2条の「帝国全軍」の文言は削除されたが（帝国全軍構想化路線の変容）、「改正ノ理由」は「総長第一ノ任務ハ帷幄ノ軍務ニ参画スルニ在リ」云々と述べ⁽²¹⁾、第一義的な参謀総長の任務はむしろ戦時大本営条例の「大本営ニ在テ帷幄ノ機密ニ参与シ」にもとづき規定されるべきことを強調した。第2条改正案に対する以上の「改正理由原案」から「改正ノ理由」への転換の意味は大きい。つまり、参謀本部の業務は平時を基準にして規定し、参謀総長の任務は戦時の大本営での最高任務（「戦時参謀総長」）が基本であり、平時の参謀本部統轄は第二義的任務に属するという改正意思である。これによって、事実上、参謀総長の戦時・平時の二重職制化が踏襲され、参謀本部の当初の平時と戦時の業務混載規定の払拭方針は中途半端に終わり、かつ、「帷幄」の用語に平時の意味を含めることが法令上で確定された。

第三に、「改正ノ理由」は1889年参謀本部条例第4条の参謀総長の任務に関して、「平戦両時ノ措置ヲ併載シ軍令ノ事ノミヲ述フ然レトモ軍令ニ属スル事ハ総長任務中ノ一部分ノミ因テ改メテ大綱上ノ措置ヲ規定シ」云々と述べ、戦時の措置事項を削除し、改正第3条案として「参謀総長ハ国防計画及用兵ニ関スル条規ヲ策案シ親裁ノ後軍令ニ属スルモノハ之ヲ陸軍大臣ニ移シ奉行セシム」と起案した。ここで、「軍令」の用語に平時の意味を含めることが法令上で確定されたとみてよい。また、改正第7条案における参謀本部内の局課の事務に関しては、第一局は「動員計画ノ調査」「平戦両時団隊編制ノ起案」「兵器材料弾薬装具ノ審議」「戦時諸条規ノ起案」「運輸交通ノ調査及計画」を、第二局は「作戰計画ノ調査」「要塞位置ノ撰定及其兵器弾薬ノ審議」「団隊布置ノ審議」「外国軍事ノ調査」「外国地理ノ調査及其地図ノ輯集」を分掌すると起案した。これによれば、参謀本部の業務は動員計画等に関する調査・起案・審議が基本とされている。なお、「戦時陸海軍協力一致ノ運動ヲ要スルハ論ヲ俟タス」として、平時より陸海軍が相互に状況を審らかにしていくことの目的などのために、参謀本部職員定員表に海軍参謀将校2名（第一局と第二局で各1名）を加えた⁽²²⁾。

以上の参謀本部起案の参謀本部条例改正案の協議に対して、大山巖陸軍大臣は意見なしの回答を9月6日付で参謀総長に発した。その後、参謀本部条例改正案は参謀総長から上奏され、裁可を経て9月25日に内閣総理大臣に報告された⁽²³⁾。以上の1893年参謀本部条例改正過程における「帝国全軍」の用語消失は、上記の戦時大本営条例制定過程における「帝国全軍」の用語消失の文脈のもとで派生したものであり、当然ともいえる。本稿では帝国全軍構想化路線の第二次的変容と称しておくが、補足すれば、戦時大本営条例制定を

めぐる陸軍と海軍の調整過程には、特に海軍側が自己の組織・権益・勢力自体の防衛に終始する志向がみられたことである（その後の陸軍も同志向を強める）。また、戦時の統帥系統の二元化論は軍制上ではアナーキ傾向やアノミ的雰囲気を助長するものである。なお、日清戦争後も戦時大本営のありかたに関する調整がつづき、特に戦時大本営条例改正日露戦争直前まで海軍大臣と陸軍大臣との間での論争が展開された。

(3) 1893年戦時編制の制定過程——動員計画管理体制の第一次的成立——

① 1891年戦時編制草案の改正案起案（「3月改正案」・「8月改正案」と大本営編制の分離起草化）

上記のように1891年戦時編制草案に対する改正案は1892年末に起案・脱稿され⁽²⁴⁾、熾仁参謀総長は1893年3月28日付で陸軍大臣に協議し、同改正案（活本文17丁、全8篇全32章、附則、附表計50、本稿では「3月改正案」と表記）について5月末までに意見を承知したいと述べた⁽²⁵⁾。

さて、「3月改正案」は、第一に、最大の特質として、目次や本文に大本営の篇目として第2篇を記述したが、「別ニ定ムル所ニ拠ル」として記述しなかったことがある。つまり、1892年末からの大本営の戦時大本営編制としての分離起草化をふまえ、大本営については結論途中であったが⁽²⁶⁾、戦時編制には収録しない方針を固めたのであろう。第二に、1891年戦時編制草案の本文の野戦隊・守備隊・補充隊の人馬員数等の文章記述は附表の編制表掲載と重複していたが、「3月改正案」の本文はその記述を省き、当該の附表対応の編制表のみを記述した。さらに、第5篇の歩兵旅団と第6篇の諸隊及輜重縦列を第4篇の師団に統合記述し、第8篇の屯田兵混成旅団を第9編の守備隊に統合記述した。つまり、戦時編制下の諸隊を師団において編成・統轄する基本方針を文書上でも明確化し、屯田兵を守備隊に位置づけた。これにより本文構成は簡潔化され、丁数が約半分に圧縮された。なお、特務曹長の新設により1個中隊の下士兵卒が増減され、戦時歩兵連隊の人員は2,896名（附表第4号、27名減）とされた。第三に、守備隊の編成目的の明確化がある。すなわち、1891年戦時編制草案の記述を踏襲して「守備隊ハ主トシテ要塞及辺疆ノ主要点並ニ兵站線路ヲ守備ス又要スルトキハ野戦隊ヲ増加ス」と規定し、さらに「然レトモ屯田兵及警備隊ハ特ニ其島嶼ノ守備ニ任シ他ノ援助ヲ藉ラス自衛ノ力ヲ奮ヒテ独立防禦ヲ為スモノトス」（第3章第10）と記述された。つまり、要塞等の主要点に対しては野戦隊の増援的兵力移動による守備・防禦があるとしつつも、屯田兵や島嶼配備の警備隊（当時は対馬警備隊のみ）に対しては基本的には最後まで自力防禦を強いる警備隊防禦政策を固めたことが特質である。

以上の参謀本部の「3月改正案」の協議に対して、陸軍省は省内各課の意見等を提出させ、第一軍事課が5月中にそれらの意見を参謀本部の主任者と打ち合わせた。そして、合意できない箇所は参謀本部に再度検討してもらうために付箋記入を付して陸軍省として回答することになり、6月2日付で陸軍大臣から参謀総長に回答した⁽²⁷⁾。その後、参謀本部は「3月改正案」に朱筆修正・削除等を施したものを陸軍省に協議し、陸軍省は8月に異議なしの回答を発した（「8月改正案」）⁽²⁸⁾。「8月改正案」は、字句校正や脱字増補及び軍司令部と師団司令部の人馬員数の若干増減を施した。たとえば、第27章の「戦時編制スヘキ留守官衙」を「戦時編成スヘキ留守官衙」とするなど、「編成」は動詞形用語として記述することに統一した（下線は遠藤）。ただし、守備隊の歩兵については、後備歩兵連隊数を2個連隊に減らし、当該歩兵連隊名を記述するなどやや詳しく記述した。すなわち、各師団の歩兵の後備隊は、後備歩兵2個連隊（広島歩兵第21連隊と熊本歩兵第23連隊を除き、旅団司令部所在地に配置されていない連隊において編成する）、後備歩兵独立大隊4個（ただし、広島歩兵第11連隊及び熊本歩兵第13連隊は各独立大隊2個を編成する）を編成するとした。つまり、対中国との戦争を想定した西日本の広島・熊本地域の守備体制構築重視の構えがみられる。

その後、参謀本部は10月31日付で陸軍省宛に、1891年戦時編制草案の改正起案（「8月改正案」）の中に野戦砲廠編制表及び野戦工兵廠編制表の追加と、11月14日付で患者輸送部編制表の追加を協議した。陸軍省は11月10日と20日に異存なしの回答を発した⁽²⁹⁾。1891年戦時編制草案の改正起案はほぼ固められた。

なお、これより先、熾仁参謀本部長は3月15日付で陸軍大臣宛に「出師準備」の呼称を「動員」に改称することを協議した。すなわち、参謀本部は、①平時の兵力を戦時の兵力に移す事業を意味する仏語の「モビリゼーション」には、従来、任意に動員・出師準備・整軍等の訳語が使われてきた、②出師準備を「モビリゼーション」の訳語とした場合、「モビリゼーション」自体には「出師」の意義はなく、「準備」の意義もなく、かつ「師」の漢語は大軍の呼称であるので連隊大隊等の小部隊を含めて出師準備と言うことは適切でなく、さらに、出師準備の一語をもって平戦両時の変転実施と平時における準備の意味を兼用することは、語義の複雑化を招く、③動員の用語は「モビリゼーション」の意義としての人員馬材料等を平時の「員」から戦時の「員」に「動かす」の意味・意識があつて実際に適切であり、「準備」と「実施」の二義の混入もなく、明瞭に「動員」と「動員計画」とに区別することができ、さらに、戦時の「員」から平時の「員」に復する時には「復員」と称することができる、④出師準備の用語は「一国ノ戦備ヲ総称」する場合に使用し、「平戦両時姿勢ノ変転」の意味には動員（その反語としては復員）の用語を使用することに決定してほしい、と述べた⁽³⁰⁾。陸軍省は以上の参謀本部の主張に同意し、①出師準備は「諸般ノ戦備」であつて戦争を目的とするものをすべて含み、②動員は宣戦布告と同時に人員馬匹材料等を平時の姿勢から戦時の姿勢に移転することであり、③平時から戦時への転移における方法手続きを違算なきようにする計画である、等と定義した。そして、陸軍省官制や諸条例等に記述された出師・出師準備・出師計画等の用語を当該条文趣旨にもとづき、動員・動員計画等の用語に統一的に改正することを参謀本部に回答した。これによって、陸軍内部における動員と動員計画に対する定義・呼称の統一化を基盤にして動員と動員計画策定の業務・権限の精確化を増そうとした。

② 1893年戦時編制の制定と秘密文書管理体制の強化着手

「8月改正案」は同年12月上旬に参謀総長からの上奏を経て裁可された。そして、12月23日に陸軍省送乙第1909号により戦時編制の制定が令達された（活版本文18丁、全8篇全32章、附則、附表甲乙、附表第1～51号）⁽³¹⁾。また、その実施は1894年5月1日とされ、1888年師団戦時整備表と従来の諸戦時編制表や本戦時編制に矛盾するものは廃止された。1893年戦時編制の内容は「3月改正案」・「8月改正案」を基本にしたものである。陸軍省は1893年戦時編制を陸軍建制上の最重要な画期的なものとして位置づけ、同文書の特別な秘密扱いを重視し強化した。すなわち、児玉源太郎軍務局長は1893年戦時編制制定の令達に際して、戦時編制の最重要秘密扱い強化のために内訓等を起案し、本戦時編制を「第一種」（本文の第1篇～第8篇の部分）と「第二種」（附表第1号の戦時近衛歩兵連隊編制表以下の編制表の部分）に区分し、双方の印刷製本（特に「第一種」はなるべく堅牢に製本）には番号を付して配付先を明確化することを陸軍大臣に上申した⁽³²⁾。

1893年戦時編制送付先の官衙と団隊長への児玉軍務局長起案の内訓案は、戦時編制は機密を要し何人も謄写を許さず、「第一種」は長官の機関になって出師準備に従事する者と教官で学生生徒への教授を必要とする場合を除き閲覧を禁止し、「第二種」は下士以上及び士官候補生で長官の許可を得た者に限り閲覧を許可し、その他はすべて閲覧禁止にする、という措置であつた。同内訓案は了承され、12月23日に発された。

これにより、1893年戦時編制制定以降、令達文書・冊子上の戦時編制は厳格な秘密文書管理体制のもとに施行されることになった。すなわち、1893年戦時編制制定の令達から開始された秘密文書の保管・閲覧に関する「第一種」「第二種」の区分管理方法は、1897年陸軍秘密図書取扱規則制定に至るまでの陸軍秘密文書取扱の基本的慣例になった。同時に、陸軍省と参謀本部及び師団司令部を除き、一般的に軍隊内では、秘密文書化された令達文書・冊子上の戦時編制の保管・存在自体の話題化をタブー視する雰囲気が生まれた。

総じて、参謀本部と陸軍省は、戦時大本営編制の別個起草化と帝国全軍構想化路線の変容をせまられたが、1893年戦時編制の制定を中核にして、動員・動員計画策定の業務・権限等の精確化のための当該関係用語の

定義の統一化とともに、戦時編制自体に最重要秘密扱いの令達文書・冊子としての意味を含ませるという戦時編制概念の第二次転換をすすめたことは、動員計画管理体制の第一次的成立を迎えたことを意味する。

③ 1894年度出師準備訓令及び戦時諸勤務令草案の令達

さて、熾仁参謀総長は上記の戦時編制の裁可見通しがついた段階の12月7日付で陸軍大臣宛に、1894年度（1894年5月1日から1895年4月30日）の出師準備訓令、出師準備訓令附録、出師準備調査及報告規則の仮制定を協議した⁽³³⁾。従来の出師準備書を出師準備訓令と称することによって、「訓令」としての拘束力を明確化した。1894年度出師準備訓令は、近衛師団改称化により、近衛師団も含む1893年戦時編制の実現のための動員計画策定を令達したものである。その内容は、①戦時団隊の編成の手続き（第一充員召集、後備軍召集の下令により編成、人員・要員の充員・配属）、②諸部隊の充員と編成地、③充員召集の手続き、④後備軍召集の手続き、⑤馬匹の徴発手続き、等であるが、編成対象の団隊は1893年戦時編制を基本にしつつ、各兵役兵員の1年間減耗率規定を含め⁽³⁴⁾、1893年度出師準備書の動員手続きをほぼ踏襲した。そして、本出師準備訓令のもとに翌年2月に戦時大本營の各組織の職員として配属すべき陸軍将校関係分名簿が作成された⁽³⁵⁾。それ故、動員計画管理体制上は戦時大本營編制の基幹部は1894年初頭から成立したことになる。

なお、熾仁参謀本部長は11月1日付で陸軍大臣に「動員年度改正ノ件」を協議した。参謀本部の改正理由は、従来の出師準備書における動員年度が上記のように毎年5月1日から4月30日までに規定されていたのに対して、動員年度の始終月日は新兵の教育期間と「公算上戦争ノ起ル可キ時季ヲ慮リ動員調査上ノ初期ヲ其時期ト一致セシムル」が重要であり、「我邦ニ於テ戦争ノ開始ス可キ季節ノ関係ヲ觀察スルニ概ネ四五月ノ交ニ在リトシテ大過ナキ」として、4月1日をもって動員調査の初期と定め、動員年度は4月1日から3月31日までに改めることであった⁽³⁶⁾。この場合、歩兵の教育期間（第一期の教育）は1ヶ月間の短縮になることによって新兵は戦闘に用いることができるか否かの問題があるが、仮に4月1日に動員令が発されたとしても翌日にただちに戦闘に参加するのではなく、動員の完結・集中が終了するまでには若干時日が猶予されているので、野戦現場諸隊の隊長はこの猶予時日を利用して戦争間必要事項を教育することができ、他の熟練兵と混交して野戦隊・補充隊に編成できるように訓練することができると述べた。これに対して、陸軍省は1896年度からの動員年度改正の計画をすすめるとした。つまり、動員の初期態勢の構築のために、動員年度改正にかかわる戦時を基準にした兵員の教育期間のありかたも含めて動員計画管理体制を強化した。

さらに、参謀本部は11月から12月上旬にかけて、戦時の11件の勤務令草案等の調査・協議・所要印刷部数等を陸軍省と打ち合わせた⁽³⁷⁾。戦時の勤務令草案等とは、1893年戦時編制によって編成される野戦諸隊の戦闘を支えるための後方支援特設諸隊等の勤務等規則を規定したものである。すなわち、戦時輜重兵大隊勤務令草案、弾薬大隊勤務令草案、架橋縦列勤務令草案、野戦電信隊勤務令草案、野戦砲廠勤務令草案、野戦工兵廠勤務令草案、戦時弾薬補給令、砲廠監視隊勤務令草案、輜重監視隊勤務令草案、兵站糧食縦列勤務令草案、戦時高等司令部勤務令である。ここで、戦時高等司令部勤務令は戦時編成の軍司令部や師団司令部等の司令部の勤務等規則を規定したものである。以上の11件の勤務令草案等は参謀総長からの上奏を経て12月末から翌年1月にかけて裁可され、1894年2月13日に陸軍大臣から制定が令達された。また、これらの勤務令草案等は1893年戦時編制と同様に秘密を要するとして、秘密文書管理上の「第二種」の3字が記載されて配付された。1893年戦時編制制定により出師準備管理体制から動員計画管理体制に移行した。

④ まとめ——動員計画管理体制の第一次的成立——

以上、1893年戦時編制の成立過程を明らかにしてきた。1893年戦時編制は、建軍以降、戦時の陸軍兵力の体系的な編成・行使の基本方針を規定した最初の文書になった。そして、戦時編制を中心にして、戦時の後方支援特設諸隊の勤務・業務の細部を規定した諸勤務令草案等も起草・制定された。さらに、戦時編制等の秘密文書管理体制が強化され、また、平時編制から戦時編制への態勢移転等にかかわる動員・動員計画等の

用語が定義化された。かくして、1893年戦時編制の成立・制定によって、動員と体系的な動員計画策定の業務密度は濃くなり、動員計画管理体制の第一次的成立を迎えた。同時に、1893年戦時編制の成立過程において、特に1891年戦時編制草案の大本営編制構想には帝国全軍構想化路線がほぼ典型的に展開され、1893年の戦時大本営条例と参謀本部条例改正においては帝国全軍構想化路線が変容したことも特筆される。

(注)

- (1) 国立国会図書館憲政資料室所蔵〈樺山資紀関係文書（第二次受入分）〉中「戦時編制書草案」（1891年10月活版印刷）の目次構成大要は下記の通りである。**戦時編成 第1篇 綱領** 第1章 総則 第2章 野戦隊 第3章 守備隊 第4章 補充隊 第5章 国民軍 第6章 将校（相当官ヲ含有ス）ノ馬卒及従卒 **第2篇 大本営** 第7章 総則 第8章 武官部 第9章 文官部 **第3篇 軍** 第10章 軍ノ編成 第11章 軍司令部 **第4篇 師団** 第12章 総則 第13章 師団ノ編成 第14章 師団司令部 ***第5篇 歩兵旅団** 第15章 旅団ノ編成 第16章 旅団司令部 **第6篇 諸隊及輜重縦列** 第17章 歩兵連隊 第18章 騎兵大隊 第19章 野戦砲兵連隊 第20章 工兵大隊 第21章 弾薬縦列大隊 第22章 輜重兵大隊 第23章 衛生隊 第24章 野戦病院 第25章 野戦電信隊 **第7篇 兵站部** 第26章 総則 第27章 軍兵站部 第28章 兵站監部 第29章 兵站司令部 第30章 兵站諸隊、縦列、諸廠 第31章 砲廠監視隊 第32章 輜重監視隊 第33章 衛生予備軍 第34章 衛生予備廠 第35章 兵站糧食縦列 第36章 兵站電信隊 第37章 電信予備員 第38章 電信予備廠 **第8篇 屯田兵混成旅団** 第39章 屯田兵混成旅団ノ編成 第40章 屯田兵司令部 第41章 屯田歩兵大隊 第42章 屯田騎兵大隊 第43章 屯田砲兵大隊 第44章 屯田工兵大隊 第45章 屯田衛生隊 第46章 屯田兵野戦病院 **第9篇 守備隊** 第47章 後備歩兵連隊 第48章 後備騎兵中隊 第49章 後備野戦砲兵中隊 第50章 後備工兵中隊 第51章 後備屯田歩兵大隊 第52章 要塞砲兵隊（追テ規定ス） 第53章 対馬警備隊 **第10篇 留守官衙** 第54章 総則 第55章 戦時編制スヘキ留守官衙 第56章 留守司令師団部 第57章 留守旅団司令部 第58章 留守屯田兵司令部 第59章 歩兵補充大隊 第60章 騎兵補充中隊 第61章 野戦砲兵補充中隊 第62章 工兵補充中隊 第63章 輜重兵補充中隊 第64章 屯田歩兵補充中隊 第65章 屯田騎兵補充中隊 第66章 屯田砲兵補充隊 第67章 屯田工兵隊 第68章 対馬警備隊補充隊 **附表第1～44号** *第4篇 旅団司令部 第27章 旅団長 第28章 旅団副官（篇・章の漢数字をアラビア数字に変え、下線と*は遠藤） 第5章の国民軍（徴兵令上の国民兵役兵籍者により編成）は勅令で規定すると起草された。第52章の要塞砲兵隊は、1890年の要塞配備表と要塞砲兵連隊設置表及び要塞砲兵連隊増設表によって配備と設置の計画が規定されたが、当時は東京湾要塞の要塞砲兵第1連隊と下関要塞の要塞砲兵第4連隊の編成途中で、連隊としては未完成であった。
- (2) 防衛研究所図書館所蔵〈陸軍省大日記〉中『式大日記』坤、1891年11月参第105号所収。
- (3) 1891年野外要務令は「大元帥ハ全軍或ハ一部ノ軍ヲ興ス」と規定し、1900年野外要務令は「天皇ハ全軍或ハ一部ノ動員ヲ行フ」と規定した。
- (4) 「侍従武官」は、当初1875年陸軍職制及事務章程で「侍中武官」（第23条で「侍中武官ノ職兵事ニ於テ旨ヲ承ケ詔ヲ宣スルヲ掌ス其戦時ニ在テハ其職一ニ将官ニ属スル参謀官伝令使ノ如シ」と規定）と称されていた。その後、1879年5月に陸軍中将大山巖と陸軍卿西郷従道は太政大臣及び右大臣宛に、侍中武官の職務に「軍法御講究ノ一助ニ供シ戦時ニ在テハ帷幄ノ末ニ列シテ謀猷ニ参スル等」を加え、さらにドイツ皇帝の「軍務内局」（①宮内に置かれ、皇帝裁可のための将校の人事・身上等の詳細調査を上奏する、②皇帝の大小〈将官、佐官〉の副官5～6名が置かれ、その1名が軍務内局の長になる）のような天皇直隸機関を設置し、天皇が「兵事ヲ親裁シ玉フニ於テ私事ノ如ク殊更懇到ナランコトヲ伏願スル」と建言した（国立国会図書館憲政資料室所蔵『三条家文書 77-48 軍事13』中「軍事御統轄之儀ニ付上請」所収）。大山らの建言を一部含めて制定された1879年10月陸軍職制第18条は侍中武官の職務を「閔兵親臨等ノ時ニ当リ旨ヲ奉シ令ヲ宣スルヲ掌ル其親征ノ時ニ至リテハ其職務一ニ将官ニ属スル伝令使ノ如シ」と規定し、「侍中武官条例」が制定されることを予告した。また、宮内卿徳大寺実則は1883年4月11日付で太政大臣宛に「侍従ヲ武官ニ被仰付度上申」を提出した。それによれば、陸軍演習對抗運動等の「天覧」の際に、陸軍から「文官ノ輩」は演習線内の「供奉ノ儀ハ不相ナ旨」を申し来られているために「供奉不致事」にしているが、宮内省官員の侍従の場合は片時も天皇の側傍を離れないわけにはいかず、行幸先等ではなおさらに御用があるので、現今の侍従を武官に任じられなければ支障も少なくないとして至急検討してほしいと述べた（国立公文書館所蔵『諸雑公文』所収）。さらに、1885年6月に陸軍少将桂太郎と同川上操六が陸軍卿に「侍中武官条例及侍中武官服務規則」の草案起稿と調査を報告したが（伊藤博文編『秘書類纂 兵政関係資料』209-215頁所収、1970年原書房復刻、原本は1930年）、制定されなかった。ただし、「軍事内局」については、大山巖陸軍大臣が1891年4月20日に参謀本部において熾仁親王参謀総長と「軍事内局被設ノ件」を用談している（日本史籍協会編『熾仁親王日記 五』462頁、1976年、東京大学出版会、原本は1936年）。本草案の大本営員の組織における「軍事内局」の編成は陸軍の1870年代末からの企図による起草

である。なお、引用中の「参謀次部長*」は、参謀本部が（陸軍の参謀本部条例第3条の参謀次長を念頭において、海軍参謀部についても同様に「参謀次長」と記述したものと考えられるが）、1889年3月勅令第30号の海軍参謀部条例における海軍の参謀部のトップは海軍大臣であり、参謀本部条例の参謀次長に相当する官職は「海軍参謀部ニ長一人ヲ置キ」（第3条）と規定された「参謀部長」であった。そのため、「参謀次部長*」（「次」を「部」に手書き訂正）は海軍関係者あるいは海軍大臣樺山資紀によって訂正されたものであろう。

- (5)(6) 拙稿「日露戦争前における戦時編制と陸軍動員計画思想(4)―平時戦時混然一体化の参謀本部体制の成立―」北海道教育大学紀要（人文科学・社会科学編）第56巻第2号，2006年2月，参照。
- (7) 近代日本の徴発体制は，拙稿「近代日本における徴発制度の成立」北海道教育大学函館人文学会編『人文論究』第78号，2009年3月，参照。
- (8) 防衛研究所図書館所蔵〈中央 軍隊教育 典範各令各種〉中『明治二十四年四月改正 兵站勤務令草案 第二回』（全4編全55章，活版印刷，本稿では「1891年兵站勤務令草案」と表記）の第2編第29章は「兵站司令部員」であり，1891年戦時編制草案の第29章の記述に対応している。1891年兵站勤務令草案は帝国全軍構想化路線下の海軍省連携の海運事務規定を含む兵站勤務体制を詳細に起草・構想した。
- (9) 拙稿「日露戦争前における戦時編制と陸軍動員計画思想(9)―鎮台体制の完成と出師準備管理体制の第一次的成立―」北海道教育大学紀要（人文科学・社会科学編）第59巻第1号，115頁，2008年8月。
- (10) 前掲〈陸軍省大日記〉中『明治二十四年自一月至十二月 参謀本部』参天第469号第1所収。
- (11) 稲葉正夫編『大本営』（現代史史料37巻）所収「平時業務規定の件」は「戦時大本営の起草は明治二十五年の末即ち戦時編制書及戦時諸規則の略脱稿せし後なりき」と記述している（81頁），1967年，みすず書房。
- (12) 宮内省臨時帝室編修局編修『明治天皇紀 第八』251-252頁，1973年，吉川弘文館。日本史籍協会編『熾仁親王日記 六』151頁，1976年，東京大学出版会，原本は1936年。
- (13) 注12の『熾仁親王日記 六』175-177頁。
- (14) 前掲〈陸軍省大日記〉中『式大日記』坤，1893年6月参第47号所収。〈補注1〉熾仁参謀総長は1月26日の陸海軍トップの会同・協議に先立ち（皇族中の元老の立場として），海軍における参謀本部の設置と同長官の任務を参謀総長と同一にすることの案に対して，天皇の質問を受けた。天皇質問に対して熾仁親王は「蓋し海軍は国土外波濤の上を以て管区と為し船艦を以て成立せるものなれば颶風濃霧の天変尚ほ其覆没測り難く況や一朝優勢の敵に遭へば全軍悉く威力を失ひ沿海皆敵の所有と為らん此の如き不幸に至れば我国已に海軍なきなり然れども我帝国は尚ほ巍然其間に卓立し毫も生存を傷つけず之に反して陸軍は国土の有らん限り人民の有らん限り即ち苟も一成の田一旅の衆の生存し在る限り皇室を護衛し奉り国家の独立を保持し得べき者にして其殲滅し尽くるの日即ち国家の廃滅し畢るものなれば其関係其責任の重大なる殆んど同日の論に非ざるなり故に戦時を顧慮し国防より觀察し来るときは陸軍を主幹と為し海軍を輔翼とすべきは実に事理の当然とす」「内外の歴史に就き戦争を以て之を証するも未だ海戦のみを以て国の存亡を決したる者有らずして之を決するは必ず陸軍なり故に陸戦は首戦にして海戦は支戦なり」と反対意見を主張した（注11所収の「戦時大本営条例沿革誌」，90-91頁）。熾仁参謀総長の主張は，帝国全軍構想化路線にもとづき，戦時・戦争においては国内陸上某地域が主戦場・決戦場として想定されるが故に，陸軍及び参謀総長が統帥系統全体の主導権行使の資格者として適切であることを強調したのである。〈補注2〉帝国全軍構想化路線はおよそ1878年参謀本部設置によって生まれ，政府レベルでもほぼ認知されたが，前史がある。第一に，周知のように，「皇国ノ兵備」における「陸海相協」のための海防局を陸軍省と海軍省との間に「早晚御着手可相成事件」として位置づけた1875年9月27日の太政官稟定がある。これは，平時の陸海軍合同機関構想であるが，当初，同年7月に陸軍省が海軍省に対して，「内国防禦線ノ区域及海岸防禦」の調査のために全国諸港の良否区分を明らかにすべく陸軍省職員を海軍省に出張させて打ち合わせたいと照会したことに始まる。これに対して，海軍大輔川村純義は同7月（日付欠）に山県有朋陸軍卿に対して，全国の諸港の調査だけでなく，「海防」全体の調査のために陸軍省と海軍省との「際」に共同の「臨時一局」を設置することを提案した。すなわち，川村は「兵備ノ我邦ニ於ケルヤ海防ヨリ先キナルハ莫シ然シテ其事タル独リ海軍掌管中ノ一分掌ニ無之必須陸軍ヲ須テ然シテ後其功用ヲ相為シ候義ニ有之今試ニヲ挙ケテ之ヲ挙ケテ之其一二ヲ云ニ海岸ニ砲台ヲ置クヤ則軍艦之備無クリアルヘカラス水雷ヲ施設スルヤ則陸上之技術ト雖海軍亦之レニ関セサルヘカラス凡ソ事ノ両軍ニ渉ル都テ皆斯ノ如ク有之候ニ付必ス海陸相須テ始テ其方策ヲ立ルヲ得ベシ依テ海陸両省之際ニ於テ別ニ臨時一局ヲ設ケ之ヲ海防局トシ以テ砲台之位置艦船ノ配備ヨリ都テ海防ノ目的預メ相立海陸将来ノ事業ヲシテ漸次此目的ニ適合セシムヘキ方法取調度候」として，兵備方策立案のための海防局設置の必要性を積極的に主張し，異論なければ両省連署の上で正院に上申したいと照会した（前掲〈陸軍省大日記〉中『明治八年七月 大日記 諸省使式部寮』月第648号所収）。同照会を受けた陸軍省は7月15日付で海軍省宛に，全国防禦策については当省として「内地防禦線ノ方略」を調査中であるが，海防策の必要性はいうまでもないので異論はなく，速やかに海防局設置を太政官に上申すべく，また「其局ノ位置ニ到テハ御省ノ中ニ設置シ当省委員ヲ派出セシメ商議ヲ遂ケンコトヲ要スルヲ以テ此旨併セテ上申タランコトヲ希望ス」と回答した。つまり，陸軍省は海防局を海軍省主導で海軍省内に設置すべきことを希望していたことが注目される。その後，9月22日付

の海軍卿・陸軍卿の連署によって海防局設置の上申書が太政官に提出され、9月27日の太政官稟定・上奏を経て10月7日に同上申の裁可が指令された(国立公文書館所蔵『公文録』海軍省伺, 1875年9月10日, 第22件所収)。しかるに、海軍の軍艦・雲揚は9月20日に朝鮮国の江華島で挑発事件を引き起こし、対応に追われた(江華島事件)。さらに、翌1877年に西南戦争が勃発した。そのため、海軍側の海防局設置の当初の積極的な取り組みは先送りされ、あるいは客観的には海軍側がその取り組みから「降りる」かたちになった。この場合、政治的には前者の事件は薩摩系出身者が首脳部をしめる海軍の挑発事件であり、後者は薩摩系士族の反乱であった。この結果、総じて、陸軍首脳部を実質的に支配するに至る長州系陸軍省幹部からみれば、薩摩系海軍側には日本の全体的な防衛政策や海防策を積極的にとりまとめることの資格や構えが備わっているのか?(逆に海防策のとりまとめを放棄・断念しているのではないか?), という疑念が公式的に表れても不思議ではなかった。他方、陸軍側は江華島事件勃発後も海岸防禦を含む全国防禦策調査を継続し、1876年6月に参謀局は特に詳細な「東京近傍地理実験之報告」を陸軍卿に提出し、さらに、東京近地及び日本海海岸の測量着手の計画・準備に入った(〈陸軍省大日記〉中『明治八年ヨリ 卿官房 密事日記』, 同『明治九年 指令済綴 参謀局』所収)。それ故、西南戦争後の1877年7月に海岸防禦取調委員を陸軍省参謀局が受け入れたのも当然であり、参謀局が1875年9月の太政官稟定による海防局設置趣旨実現業務の主導機関を公称したとしても当然であった。第二に、陸軍省参謀局の拡張・分離による参謀本部の設置を求めた当時の陸軍省上申は、「今ノ参謀局ハ明治十一年度ノ参謀局タルニ足ラス日本帝国ノ参謀局タルニ足ラサルナリ」と述べたように(内閣記録局編『法規分類大全』第46巻, 兵制門[2]陸海軍官制ニ陸軍二, 433頁所収, 1977年, 原書房復刻, 原本は1890年), 参謀局拡張の目標・趣旨として、たんなる陸軍・陸軍省の参謀局=参謀本部としての拡張ではなく、戦時の統帥系統上は日本帝国(全軍)の参謀局=参謀本部をめざして拡張すべきことが設定されていた。つまり、平時は陸軍と海軍の併置は当然であるとしても(=「帝国陸海軍」, 陸軍省と海軍省の併置により軍政上は組織・機構的には統合できないとしても), 少なくとも戦時は「帝国全軍」として一つにまとめる統帥系統の一元化推進を強化し、その帷幕・帷幄(後の大本営)に平時の参謀本部の基幹部がスライドしていくことを基本にしたのである。その場合、拡張された参謀局・参謀本部が仮に陸軍省内に留まれば、戦時の陸軍省主導の軍政系統及び統帥系統一元化推進になり、海軍省とのバランスを欠くことになる。それ故、統帥系統を陸軍省から分離させることによって、拡張された参謀局・参謀本部は陸軍省の外部にあって、官制上・政治上は中立的な機関として戦時には日本帝国(全軍)の参謀局・参謀本部になりうる資格を獲得できるという構想であった。ただし、当時から海軍の帷幕の機務への対等的参画を顧慮外視あるいは不要視すること等も含めており、屈折したかたちで、かつ海軍を見限ったかたちで構想されたとみてよい。しかし、その上で、戦時には少なくとも陸軍と海軍の統帥系統を一つにまとめて、その戦争指導機関としての帷幕の頂点に参謀本部長・参謀本部を位置づけること自体は、一般的には、戦時・有事の兵力行使計画に対する中央集権的統制作用の重視思想の現われともいえるが、そもそも、1880年代までは、本研究の指摘のように陸軍内等では平時と戦時との分界も明確化されず、特に戦時の大規模な兵力行使のための固有の戦時編制や動員の原則・構造等も解明されず、いわば「霧の中」で1878年に参謀本部が設置された。第三に、伊藤博文が明治憲法を解説した『憲法義解』(1889年)は、明治憲法第11条(「天皇ハ陸海軍ヲ統帥ス」)について「今上中興親征ノ詔ヲ発シ大権ヲ総攬シ爾来兵制ヲ釐革シ積弊ヲ洗除シ帷幄ノ本部ヲ設ケ自ラ陸海軍ヲ総ヘタマフ」云々と記述した(下線は遠藤)。ここでの「帷幄ノ本部」は上記1878年設置の参謀本部を指し、その参謀本部は天皇自身の陸海軍統帥のために兵力統制をめざす代表機関であることが明治憲法上で含意・認知されたことを意味している。

(15) 国立公文書館所蔵『公文類聚』第17編巻11上, 官職門五上官制五上, 海軍省第1件所収。

(16) 前掲〈陸軍省大日記〉中『式大日記』1893年6月省第156号所収。

(17) 注(15)の海軍省第1, 第2件所収。なお、海軍省の海軍軍令部条例案第2条は「天皇ニ直隸シ帷幕ノ」云々の文言を記述したが、「帷幕」は「帷幄」に修正された。「帷幕」の用語は法令条文記載上では不適切とされた。

(18) 前掲〈陸軍省大日記〉中『式大日記』坤, 1893年3月参第23, 47号所収。

(19) 前掲〈陸軍省大日記〉中『式大日記』坤, 1893年9月参第72号所収。本稿では参謀総長の9月4日付の参謀本部条例改正案の協議に付された「参謀本部条例改正ノ理由」を「改正ノ理由」と表記する。注(23)収録の参謀総長の上奏に付せられた「参謀本部条例改正ノ理由」とほぼ同一文章である。

(20) 防衛研究所図書館所蔵『参謀本部歴史草案 一五〜一七』1883年10月3日所収。参謀本部条例改正の理由に関する本文書の文言は参謀本部が陸軍大臣宛協議に先立って起草したものであり、本稿では「改正理由原案」と表記する。また、本文書は陸軍省編『明治軍事史』(「軍事関係明治天皇御伝記史料」)上巻(881-883頁, 1966年, 原書房, 原本は1927年)に収録されている。なお、本書の編纂者は本文書の「改正理由原案」の第2, 3条の理由について、参謀本部条例の勅令公布条文と「一致せざるもの」があるが、参謀本部条例改正の主義については窺うことができ、特に「参謀総長の陸海両軍に亘る統帥業務漸く困難ならんとする暗流を察知し得べき資料たり」と記述している(883頁)。

(21)(22) 注(19)所収。

(23) 国立公文書館所蔵『公文類聚』第17編巻10, 官職門三官制三, 陸軍省第2件所収。

(24) 熾仁参謀総長は1892年11月19日付の陸軍大臣宛の1893年度出師準備書の仮制定の協議に際して、目下、戦時編制は改正中

であり、同年度出師準備書通知前には裁可を仰ぐ運びにはいたらないので、各師団の出師準備調査においては歩兵中隊下士人員を18名とし、各隊行李馬数は野外要務令にもとづいて調査すべき等の旨を述べた。陸軍大臣も同協議を受け入れ、12月21日付で各師団長に内訓を發したので（〈陸軍省大日記〉中『式大日記』坤，1892年11月參第112号所収），1891年戦時編制草案の改正案は1892年末に起案・脱稿されたとみてよい。

- (25) 〈陸軍省大日記〉中『密大日記』1893年，第14号所収の同改正案の文書は表紙に「戦時編制書草案三十四〔六〕年三月印刷」の記述・修正・削除が參謀本部によって施されている（本稿では，朱点による11文字削除を——で表記し，「四」の「六」への修正を〔六〕と表記した）。また，本文には朱筆の修正・削除等が施されている。本稿では活版印刷本文を「3月改正案」と表記し，朱筆修正・削除等が加えられた（陸軍省は異議なしの回答）本文を「8月改正案」と表記する。
- (26) 參謀本部内における戦時大本営編制の草案起草等については，2月7日に寺内正毅第一局長が「戦時大本営編制書類」を參謀総長宛に持参し，3月16日に參謀総長は「戦時大本営編制草案」の説明ために徳大寺実則侍従長と相談し，翌17日には參謀本部副官を差し向けることにしたとされている（前掲注〔4〕の『熾仁親王日記 五』181，201-202頁）。
- (27) 前掲〈陸軍省大日記〉中『明治二十六年分 編冊』所収。
- (28) 注〔25〕所収。
- (29) 前掲〈陸軍省大日記〉中『式大日記』坤，1893年11月參第78，81号所収。
- (30) 前掲〈陸軍省大日記〉中『密大日記』1893年，第35号所収。陸軍省回答①の出師準備を「一国ノ戦備ヲ総称」とする定義における「戦備」には戦争全体の準備等の意味もあるが，動員後の特定戦闘（想定）地域下の防禦等施設工事を基本にした戦闘準備の意味がある（下線は遠藤）。
- (31) 防衛研究所図書館所蔵〈文庫 千代田史料〉中『明治二十六年十二月二十三日 戦時編制』。1893年戦時編制の目次構成大要は下記の通りである。**戦時編制 第1篇 綱領** 第1章 総則 第2章 野戦隊 第3章 守備隊 第4章 補充隊 第5章 国民軍 **第2篇 大本営**（別ニ定ムル所ニ拠ル） **第3篇 軍** 第6章 総則 第7章 軍ノ編成 第8章 軍司令部 **第4篇 師団** 第9章 総則 第10章 師団ノ編成 第11章 師団司令部 第12章 旅団ノ編成 第13章 旅団司令部 第14章 野戦諸隊及師団輜重 **第5篇 兵站部** 第15章 総則 第16章 軍兵站部 第17章 兵站監部 第18章 兵站司令部 第19章 兵站輜重 **第6篇 守備隊** 第20章 師団後備隊 第21章 屯田兵团ノ編成 第22章 屯田司令部 第23章 屯田兵諸隊及属部 第24章 要塞砲兵隊（追テ規定ス） 第25章 対馬警備隊 **第7篇 留守官衙** 第26章 総則 第27章 戦時編成スヘキ留守官衙 第28章 留守司令師団部 第29章 留守旅団司令部 **第8篇 補充隊** 第30章 師団補充隊 第31章 屯田兵補充隊 第32章 対馬警備隊補充隊 附則 将校ノ馬卒及従卒ノ規定 附表甲号，乙号，附表第1～51号（篇・章の漢数字をアラビア数字に変え，下線は遠藤）。第5章の国民軍の編成は必要時に「勅命」で規定すると記述された。
- (32) 前掲〈陸軍省大日記〉中『密大日記』1893年，第34号所収。なお，児玉軍務局長は，今後も戦時編制と出師準備に関する文書冊子は秘密の度に応じて「第一種」と「第二種」の3字を記入し，配付先対応の番号を記載するとした。1893年戦時編制の当時の印刷部数は「第一種」が400部（配布先として，陸軍部内計356部，他に海軍省1部，海軍軍令部2部，内閣の記録局及び法制局第一部に各1部と会計検査院1部，予備38部），「第二種」が650部とされた。「第一種」は日清戦争開始期（1894年7月14日）には500部が増刷・製本された。
- (33) 前掲〈陸軍省大日記〉中『密大日記』1893年，第31号所収。
- (34) 前掲〈陸軍省大日記〉中『式大日記』坤，1893年12月參第91号所収。
- (35) 前掲〈陸軍省大日記〉中『明治二十七年度 出師準備関係書類』第8件所収。
- (36) 前掲〈陸軍省大日記〉中『密大日記』1893年，第35号所収。
- (37) 前掲〈陸軍省大日記〉中『式大日記』坤，1893年12月參第92，94，95，96，103号所収。前掲〈陸軍省大日記〉中『密大日記』1894年，第4，5号所収。『明治二十六年自一月至十二月 大日記 參謀本部』参地第383号第1所収。

（函館校教授）